

保険会社向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編）（新旧対照表）

改 正 案	現 行
保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 ～（略）～ Ⅱ．その他報告等様式集 Ⅱ－３－１４（１） 障害発生等報告書 Ⅱ－３－１３－２－２－３（１） 犯罪発生報告書 Ⅲ－１－２－１（２） 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について Ⅲ－１－５－２ 金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書 Ⅲ－１－８－２（１） 保険会社に関する苦情受付票	保険会社向けの総合的な監督指針 様式・参考資料編 ～（略）～ Ⅱ．その他報告等様式集 Ⅱ－３－１４（１） 障害発生等報告書 Ⅲ－１－２－１（２） 検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について Ⅲ－１－５－２ 金融機関の支店認可等に係る登録免許税納付額報告書 Ⅲ－１－８－２（１） 保険会社に関する苦情受付票

改 正 案	現 行
Ⅲ－１－８－２（２） 金融機関に関する苦情受付件数調べ	Ⅲ－１－８－２（２） 金融機関に関する苦情受付件数調べ
Ⅲ－１－９－２（２） 法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつかないものについての連絡箋	Ⅲ－１－９－２（２） 法令解釈等の照会を受けた際の回答について判断がつかないものについての連絡箋
Ⅲ－１－９－２（４） 法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋	Ⅲ－１－９－２（４） 法令解釈の照会を受ける頻度が高いものを関係部局へ回覧するための応接箋
Ⅲ－２－１① 生命保険募集人登録申請書（規則別紙様式第１７号）記載事項	Ⅲ－２－１① 生命保険募集人登録申請書（規則別紙様式第１７号）記載事項
Ⅲ－２－１② 損害保険代理店登録申請書（規則別紙様式第１７号）記載事項	Ⅲ－２－１② 損害保険代理店登録申請書（規則別紙様式第１７号）記載事項
Ⅳ－６－２ 別紙１．商品の概要書（生命保険会社用） 別紙２．数理事項についての概要書（生命保険会社用） 別紙３．商品の概要書（損害保険会社用）	Ⅳ－６－２ 別紙１．商品の概要書（生命保険会社用） 別紙２．数理事項についての概要書（生命保険会社用） 別紙３．商品の概要書（損害保険会社用）
～（略）～	～（略）～

(様式Ⅱ-3-13-2-2-3 (1))

金融庁長官 殿

金融機関名
代表者名

担当者情報	
所属	
氏名	
電話番号	
E-mail	

犯罪発生報告書(インターネット取引関連)

記

案件識別番号	発覚日	初回報告日	更新日(第二報以降)	最終報告日	
(1)	発覚の端緒	顧客からの申し出	顧客以外からの連絡	システムによる検知	その他
(2)	ログイン時・出金時・保険受取人の変更時等の多要素認証の導入状況 ※必須化(デフォルトとして設定)の状況がわかるように記載	ログイン時			
		出金時及び出金先銀行口座の変更時			
		保険受取人の変更時			
		その他の操作時 (銀行口座との連携サービス提供時、メールアドレス変更時など)			
(3)	事案の概要	事案の形態	不正アクセスのみ発生	不正取引の発生	
(4)	被害件数				

(新設)

改 正 案					現 行				
(5)	被害金額								
(6)	不正アクセス又は不正取引の発生要因								
(7)	再発防止策								
(8)	被害者への対応の状況・補償方針								
		処理・補償の進捗状況	補償事由の発生なし	調査・検討中	完結				
(9)	その他特筆すべき事項								
(記載要領)									
1. インターネット取引(インターネット等の通信手段を利用した非対面による顧客口座等における保険契約に関する手続き等)における不正アクセス又は不正取引を認識次第、顧客ごとの被害状況等について速やかに「犯罪発生報告書」にて報告を行う。									
2. 初回報告時は、事案の概要が判明した時点で報告し、発生要因、再発防止策等は調査中であっても差し支えない。 ただし、事案の概要が判明していない場合でも、事案を認識した日の翌々営業日までに現状の報告を行う。									
3. 状況の変化等がある場合は、記載内容を更新して報告を行う(「更新日(第二報以降)」欄に日付を記入し、追加報告の都度日付を更新する)。 ただし、状況の変化等が無い場合でも、初回報告から1か月以内に現状の報告を行う。									
4. 被害者への対応状況・補償方針の「処理・補償の進捗状況」が「補償事由の発生なし」又は「完結」となった場合、最終報告を行う(「最終報告日」欄に日付を記入)。									
5. 発覚から「処理・補償の進捗状況」が「補償事由の発生なし」又は「完結」となるまでを一つの案件として「案件識別番号」を付す(番号の形式は任意)。									
6. 最終報告以降、同様な事案が生じた場合には、別事案として初回報告を行う。									